

証券コード 2196
2021年6月7日

株主の皆さまへ

東京都港区西新橋二丁目14番1号
興和西新橋ビルB棟
株式会社エスクリ
代表取締役 渋谷 守浩

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後6時までに書面またはインターネットによって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

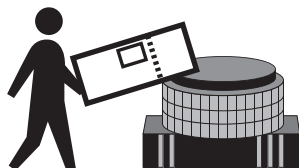
1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区京橋三丁目7番1号 相互館110タワー 11階
アンジェリオン オ プラザ TOKYO
（末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告の「対処すべき課題」「株式の状況」「新株予約権の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」および連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.escri.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査報告書を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご来場を検討されている株主様は、株主総会当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、当日は、会場に設置するアルコール消毒液のご使用についてご協力をお願いするほか、検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱が確認されたり、体調のすぐれないご様子の株主様は入場をご遠慮いただくこともございますので予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。さらに、ソーシャル・ディスタンス確保の観点から、会場の座席数を減らして運営するため、当日ご来場いただいても入場いただけない場合もございますので、併せてご了承のほどよろしくお願い申し上げます。そのほか、新型コロナウイルス感染症をめぐる今後の状況の変化により、本総会の開催・運営方法に大きな変更が生ずる場合には、上記ウェブサイトにてお知らせいたしますので、当日ご来場される株主様におかれましては、事前に上記ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法のご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月23日(水曜日)
午前10時[受付開始:午前9時30分]

当日ご欠席の場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年6月22日(火曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日(火曜日)
午後6時まで

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027 受付時間:午前9時から午後9時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



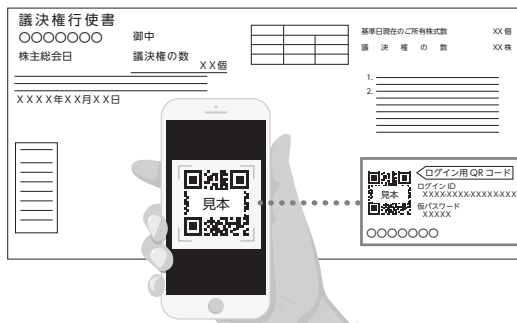
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、賛否をご入力ください。

行 使 期 限 **2021年6月22日(火曜日)午後6時まで**

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

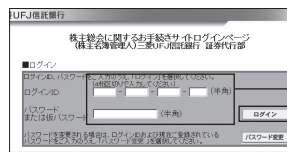
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

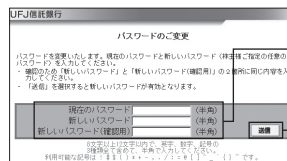


「ログインID」および
「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」
を入力

「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役の職務執行の監査・監督を担う監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、より迅速な意思決定を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能にするための取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

併せて、取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を社外取締役から取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）に拡大する旨の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

本議案にかかる定款変更については、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 （条文省略）	第1条～第4条 （現行どおり）
（機関）	（機関）
第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
<u>2. 監査役</u>	（削除）
<u>3. 監査役会</u>	<u>2. 監査等委員会</u>
4. 会計監査人	<u>3. 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第2章の2 種類株式	第2章の2 種類株式
第12条の2 (条文省略)	第12条の2 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条の2 (条文省略)	第13条～第18条の2 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、7名以内とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
(新設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、 <u>議決に加わることができる</u> 取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、 <u>議決に加わることができる</u> 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。 (役付取締役) 第28条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第29条 (条文省略) (新設) (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、<u>年額を株主総会の決議によって定め、分配を取締役会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第31条 (条文省略) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。 (役付取締役) 第28条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 第29条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第30条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、<u>その内容を株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第32条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。 3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。 (常勤監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	第33条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の決議の方法) 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) 第39条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</u> (監査役の責任免除) 第40条 <u>当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> (監査役会規程) 第41条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会の決議の方法) 第35条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u> (監査等委員会の議事録) 第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。</u> (削除) (監査等委員会規程) 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬等) <u>第42条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第6章 会計監査人 第<u>43</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) <u>第45条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第7章 指名報酬委員会 第<u>46</u>条～第<u>49</u>条 (条文省略) 第8章 計算 第<u>50</u>条～第<u>53</u>条 (条文省略) (新設)	(削除) 第6章 会計監査人 第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) <u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第7章 指名報酬委員会 第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (現行どおり) 第8章 計算 第<u>45</u>条～第<u>48</u>条 (現行どおり) 附則 <u>(監査役の責任限定に関する経過措置)</u> <u>当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第18期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 第18期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

1. ^{いわもと}岩本 ^{ひろし}博（1965年7月29日生）

再任

所有する当社の株式数 普通株式 1,029,900株

略歴、当社における地位および担当

1989 年 4 月 サントリー株式会社（現：サントリーホールディングス株式会社）入社
1991 年 5 月 株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）入社
2003 年 6 月 当社設立 当社代表取締役社長
2015 年 6 月 当社代表取締役会長兼社長
2016 年 4 月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者
2020 年 7 月 当社取締役会長ファウンダー（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ビーロット社外取締役

選任理由

2003年の当社創業以来、2020年まで代表取締役として当社の成長を牽引してきました。企業経営を通じて培った高い見識を有し、業界の動向にも精通していることから、引き続き取締役候補者となりました。

2. ^{しぶ たに} 渋谷 ^{もり ひろ} 守浩 (1966年6月18日生)

再任

所有する当社の株式数 普通株式 763,600株

略歴、当社における地位および担当

1986 年 9 月 渋谷木材工業株式会社（現：株式会社渋谷）取締役
2008 年 11 月 株式会社渋谷代表取締役社長
2013 年 5 月 当社入社 当社執行役員建築・内装事業担当
2013 年 6 月 当社取締役兼専務執行役員建築・内装事業担当
2015 年 6 月 当社代表取締役副社長 株式会社渋谷代表取締役会長
2016 年 4 月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者
2020 年 4 月 株式会社渋谷代表取締役会長兼社長（現任）
2020 年 7 月 当社代表取締役社長 C E O（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社渋谷代表取締役会長兼社長

S H I B U T A N I エステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長

選任理由

2016年の代表取締役社長就任後、当社グループを強いリーダーシップをもって指揮し、経営および事業の中心的役割を担ってまいりました。そのため、引き続き取締役候補者といたしました。

3. ^{きち せ} 吉瀬 ^{いたる} 格 (1973年10月5日生)

再任

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位および担当

2014 年 11 月 当社入社
2015 年 1 月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー
2017 年 3 月 当社管理本部長
2017 年 4 月 当社執行役員管理本部長
2020 年 6 月 当社取締役上級執行役員管理本部長
2020 年 7 月 当社取締役 C F O 管理本部長（現任）

選任理由

2014年の当社入社以来、財務経理部ゼネラルマネージャー、執行役員管理本部長を歴任後、2020年より取締役 C F O 管理本部長に就任し、当社の財務戦略を担ってまいりました。豊富な経験と実績を活かし、当社グループの重要事項の決定および経営執行に十分な役割を果たすことができると期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

4. ^{かわ の}河野 ^{たか てる}貴輝 (1972年10月13日生)

社外 新任

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位および担当

1996 年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社
1999 年 8 月 日本オンライン証券株式会社（現：auカブコム証券株式会社）出向
2000 年 3 月 日本電子決済企画株式会社（現：楽天銀行株式会社）社長室長執行役員営業本部長
2005 年 8 月 株式会社ティーケーピー設立 同社代表取締役社長（現任）
2014 年 10 月 株式会社常盤軒フーズ代表取締役会長
2017 年 9 月 株式会社メジャース代表取締役会長
2020 年 5 月 日本リージャスホールディングス株式会社取締役
2020 年 11 月 日本リージャスホールディングス株式会社代表取締役会長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ティーケーピー代表取締役社長

日本リージャスホールディングス株式会社代表取締役会長

選任理由および期待される役割

株式会社ティーケーピーを設立後、長年にわたり経営に携わり、その経験を通じて培った経営に関する豊富な知識や高い見識を当社グループの経営に活かしていただくとともに、それらの知識・見識に基づき、独立的な立場から経営を監督する役割を果たしていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。

- （注）1. 社外取締役候補者である河野貴輝氏は、株式会社ティーケーピー代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の主要株主であります。また、当社と同社との間には、それぞれが運営する施設における宴会等に係る送客または販売委託に関する業務提携および当社の商品に関する売買等の取引があります。なお、他の取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、河野貴輝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める額とする予定であります。
3. 当社は、岩本博氏、渋谷守浩氏および吉瀬格氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を補填することとしております。岩本博氏、渋谷守浩氏および吉瀬格氏の再任が承認された場合、ならびに河野貴輝氏の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案にかかる取締役の任期中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1. ^{ごとう}後藤 ^{たけし}健 (1973年9月12日生)

社外

新任

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位および担当

2001年2月 ソフトバンク・インベストメント株式会社（現：SBIインベストメント株式会社）入社
 2011年3月 SBIインベストメント株式会社執行役員
 2017年4月 同社取締役執行役員副社長（現任）
 2017年6月 当社取締役（現任）
 2017年9月 JAL SBIフィンテック株式会社取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

SBIインベストメント株式会社取締役執行役員副社長

選任理由および期待される役割

2017年6月より当社社外取締役として経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの経営に対して、適宜、助言およびご意見をいただいております。それらの経験・見識に基づき、監査等委員である取締役および指名報酬委員会の委員として発言等を行う等、独立的な立場から当社グループの経営全般を監査・監督していただくことが期待され、これにより当社取締役会の機能強化を図ることができると考えられるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

2. 木村 喬 (1979年7月24日生)

社外 新任

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位および担当

2001 年 10 月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
2012 年 7 月 ベルウェザー総合会計事務所設立 同所代表
株式会社ベルウェザー設立 同社代表取締役（現任）
2014 年 11 月 やまと監査法人設立 同所代表社員（現任）
2014 年 12 月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役
2017 年 1 月 やまと税理士法人設立 同所代表社員（現任）
2017 年 6 月 当社取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

やまと税理士法人代表社員
株式会社ベルウェザー代表取締役
やまと監査法人代表社員

選任理由および期待される役割

2017年6月より当社社外取締役として経営に携わり、公認会計士および税理士としての財務、会計および税務に関する豊富な見識に基づき、当社グループの経営に対して、適宜、助言およびご意見をいただいております。それらの経験・見識に基づき、監査等委員である取締役および指名報酬委員会の委員として発言等を行う等、独立的な立場から当社グループの経営全般を監査・監督していただくことが期待され、これにより当社取締役会の機能強化を図ることができると考えられるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

3. 角野 里奈 (1980年3月12日生)

社外 新任

所有する当社の株式数 一株

略歴、当社における地位および担当

2002 年 10 月 中央青山監査法人入所
2007 年 8 月 PwCアドバイザリー株式会社（現：PwCアドバイザリー合同会社）入社
2011 年 7 月 株式会社KPMG FAS入社
2013 年 6 月 株式会社リクルートホールディングス入社
2018 年 6 月 八面六臂株式会社常勤監査役（現任）
2018 年 10 月 角野里奈公認会計士事務所設立 同所所長（現任）
2020 年 1 月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人監督役員（現任）
2020 年 7 月 当社監査役（現任）
2020 年 9 月 株式会社サウンドファン監査役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

八面六臂株式会社常勤監査役
角野里奈公認会計士事務所所長
株式会社サウンドファン監査役

選任理由および期待される役割

公認会計士としての豊富な経験および会計・税務に関する高度な専門性を有しており、2020年7月より当社社外監査役に就任後、当社グループの経営に対して、適切な監督を行っていただいております。それらの経験・見識に基づき、独立的な立場から当社グループの経営全般を監査・監督していただくことが期待され、これにより当社取締役会の機能強化を図ることができると考えられるため、監査等委員である社外取締役候補者といえました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 当社は、各取締役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各取締役候補者の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める額とする予定であります。
4. 当社は、各取締役候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害を補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認された場合、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は、本議案にかかる監査等委員である取締役の任期中に当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
5. 後藤健、木村喬の両氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 角野里奈氏の戸籍上の氏名は岡田里奈であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2009年10月15日開催の臨時株主総会において年額5億円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬額を移行前と同額の年額5億円以内（うち社外取締役分1億円以内）とすることおよび各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするについてご承認をお願いするものであります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告27頁に記載のとおりですが、当社が監査等委員会設置会社に移行し、本議案をご承認いただくことを条件に、上記方針の内容を、後記のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役の職責および昨今の経済情勢等の事情を考慮して定めたものであることから、相当であると判断しております。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

<監査等委員会設置会社移行後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針>

・基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

・固定報酬等の額または算定方法の決定等に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月毎に固定額を支払う基本報酬のみとする。基本報酬の額は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価および従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、同委員会から答申を受けた取締役会が当該答申に基づき決定するものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額2,500万円以内とすることおよび各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするについてご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責および昨今の経済情勢等の事情に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から経済活動が著しく抑制されたことにより、景気は大幅に悪化しました。2021年3月に二度目の緊急事態宣言が解除となり、経済活動が徐々に再開されたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、一部地域においてまん延防止等重点措置が実施されており、2021年4月には三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、当社グループは、ブライダルマーケットにおけるシェア拡大戦略を展開すべく、施設のスタイルにこだわらず、東京23区および政令指定都市を中心とした利便性の高い場所で挙式・披露宴を運営する当社のほか、店舗・オフィスの設計施工、建築用コンテナの企画・販売・施工、建材・古材の販売など建築不動産に関するソリューションを提供し、またグループ内施設の内装工事を担う株式会社渋谷を主軸にグループ経営を推進する体制を強化し、連結業績の最大化に向け継続して取り組んでおります。

しかしながら、当連結会計年度における当社グループは、主力事業であるブライダル関連事業において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年4月に発令された緊急事態宣言を受け、同期間中においては運営する全施設を臨時休業といたしました。一度目の緊急事態宣言が解除され、新規受注、施行件数等は緩やかな回復傾向に転じたものの、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から、2021年1月には二度目の緊急事態宣言が発令されたことにより、当連結会計年度に予定されていた挙式・披露宴の多くが日程変更となったことから、売上高が大幅に減少することとなりました。

また、建築不動産関連事業においては、例年の水準どおりに建設工事が竣工したことに加え、土地の販売もあり、売上高は増収となりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高12,941百万円（前期比58.8%減）、営業損失6,401百万円（前期は1,546百万円の利益）、経常損失6,684百万円（前期は1,499百万円の利益）となり、従業員の休業に伴う雇用調整助成金1,350百万円を特別利益に計上した一方、休業期間中の人件費、家賃、減価償却費等1,657百万円を新型コロナウイルス感染症による損失として特別損失に計上したことにより、税金等調整前当期純損失は7,845百万円（前期は749百万円の利益）となりました。繰延税金資産の回収可能性に関する会計上の見積りを行い、繰延税金資産を積み増した結果、法人税等調整額2,104百万円が損失の縮小要因となり、親会社株主に帰属する当期純損失5,416百万円（前期は455百万円の利益）となりました。

なお、当社グループは、2020年4月から2021年3月までの1年間で、民間金融機関等から合計5,480百万円の借入を実施しております。また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に備えて、新たに6,000百万円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結し、2021年3月末時点で1,506百万円を借入実行しております。その結果、当社グループの当座貸越契約およびコミットメントラインの借入未実行残高は5,494百万円となっております。さらに、2020年8月、SBIファイナンシャルサービスズ株式会社に対して、第三者割当増資により601百万円の調達を行うとともに、2021年3月には、三井住友ファイナンス&リース株式会社に対する第三者割当増資によるA種種類株式を発行し、3,000百万円の調達を行うことにより、自己資本の増強および財務基盤の強化に努めております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(ブライダル関連事業)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年4月に発令された緊急事態宣言を受け、同期間中においては運営する全施設を臨時休業といたしました。一度目の緊急事態宣言が解除され、新規受注、施行件数等は緩やかな回復傾向に転じたものの、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から、2021年1月には二度目の緊急事態宣言が発令されたことにより、当連結会計年度に予定されていた挙式・披露宴の多くが日程変更となりました。これにより売上高が大幅に減少した結果、ブライダル関連事業の売上高は9,167百万円（前期比67.4%減）、セグメント損失は5,650百万円（前期は2,480百万円の利益）となりました。

(建築不動産関連事業)

例年の水準どおりに建設工事が竣工したことに加え、土地の販売もあり、増収となったものの、固定費削減にあたり小売店舗の閉鎖を行ったことによる一時的な撤退のコスト発生により、建築不動産関連事業の売上高は3,774百万円（前期比13.9%増）、セグメント利益は38百万円（同71.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は453百万円で、その主なものは、挙式・披露宴施設によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備資金および運転資金として金融機関から6,986百万円の借入および株式の発行により3,601百万円の資金調達をいたしました。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第15期 (2018年3月期)	第16期 (2019年3月期)	第17期 (2020年3月期)	第18期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	31,700,236	33,302,830	31,430,384	12,941,549
営業利益又は営業損失(△) (千円)	1,950,003	2,191,481	1,546,777	△6,401,044
経常利益又は営業損失(△) (千円)	1,830,753	2,123,041	1,499,314	△6,684,158
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	665,855	1,078,028	455,866	△5,416,574
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	55.72	90.01	38.79	△419.99
純 資 産 (千円)	6,479,517	7,316,002	7,478,971	5,565,018
総 資 産 (千円)	27,104,055	25,114,109	23,228,775	26,142,802

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エスクリマネジメントパートナーズ	100,000千円	100.0%	ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業
株 式 会 社 渋 谷	80,000千円	100.0%	建 築 不 動 産 関 連 事 業

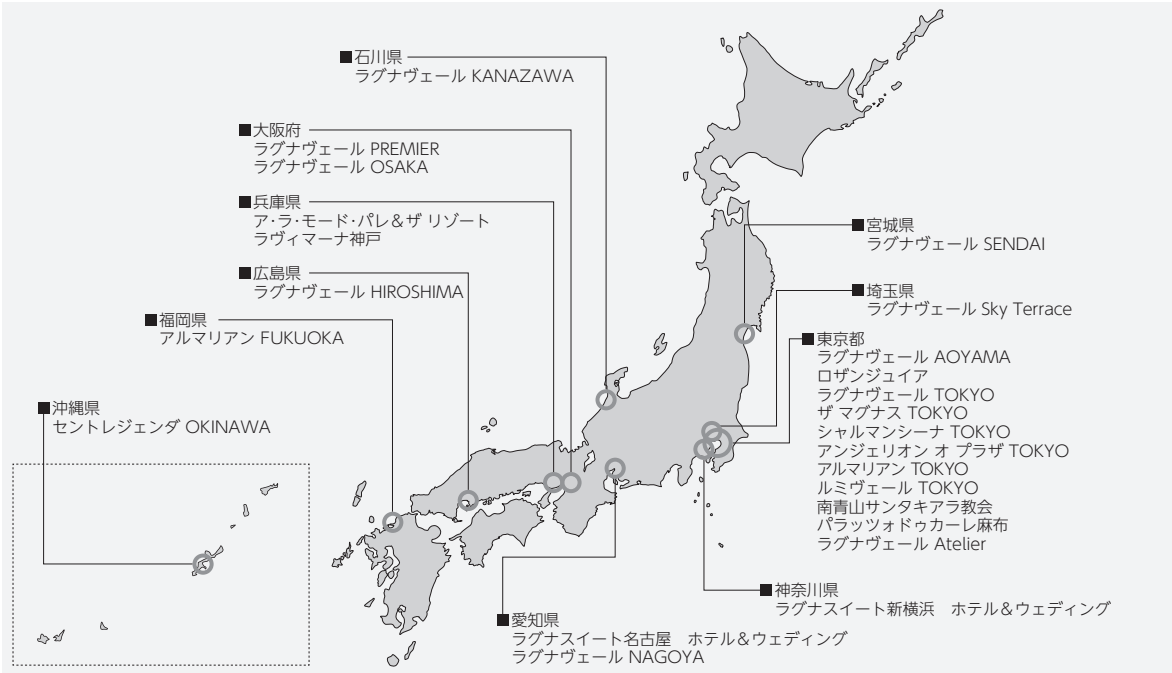
(注) 当社は、2021年4月1日付で、株式会社エスクリマネジメントパートナーズを吸収合併いたしました。

(6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

区 分	主 な 事 業 内 容
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	挙式・披露宴の企画および運営・宿泊サービス・宴会サービスの提供等
建 築 不 動 産 関 連 事 業	内外装工事の請負および設計監理・不動産事業等

(7) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

- ① 当社
本社 東京都港区
営業拠点



- ② 子会社
- 株式会社エスクリマネジメントパートナーズ
本社 東京都港区
営業拠点 栃木県小山市、富山県富山市、福井県(福井市、越前市、敦賀市)
徳島県徳島市、大分県別府市
 - 株式会社渋谷 奈良県桜井市

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	978名 (166名)
建 築 不 動 産 関 連 事 業	55名 (0名)
全 社 (共 通)	35名 (0名)
合 計	1,068名 (166名)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	264名 (25名)	51名減	35.9歳	5.0年
女 性	670名 (111名)	91名減	30.0歳	4.6年
合計または平均	934名 (136名)	142名減	31.7歳	4.7年

区 分	従 業 員 数
ブ ラ イ ダ ル 関 連 事 業	899名 (136名)
全 社 (共 通)	35名 (0名)
合 計	934名 (136名)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は常勤の就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先および借入額（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,038,939千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,595,739千円
株式会社みずほ銀行	1,149,610千円
株式会社商工組合中央金庫	1,105,734千円
株式会社千葉銀行	700,090千円
株式会社静岡銀行	545,000千円

- (注) 1. 上記金額には、社債の未償還残高を含めております。
2. 当社および当社グループにおいては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------------|-------------|
| 当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額 | 8,300,000千円 |
| 借入実行残高 | 2,806,000千円 |
| 差引額 | 5,494,000千円 |

2. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
岩 本 博	取締役会長ファウンダー	株式会社エスクリマネジメントパートナーズ取締役会長 株式会社ビーロット社外取締役
渋谷 守 浩	代表取締役社長 C E O	株式会社渋谷代表取締役会長兼社長 SHIBUTANI エステート・パートナーズ株式会社代表取締役会長 株式会社エスクリマネジメントパートナーズ代表取締役社長
吉 瀬 格	取締役 C F O 管理本部長	株式会社エスクリマネジメントパートナーズ取締役
後 藤 健	取 締 役	S B I インベストメント株式会社取締役執行役員副社長
木 村 喬	取 締 役	やまと税理士法人代表社員 株式会社ベルウェザー代表取締役 やまと監査法人代表社員
吉 澤 尚	常 勤 監 査 役	漆間総合法律事務所副所長
中 山 寿 英	監 査 役	株式会社みなとグローバル代表取締役 中山寿英会計事務所所長 株式会社シンクロ・フード社外監査役 かっこ株式会社社外取締役
角 野 里 奈	監 査 役	八面六臂株式会社常勤監査役 角野里奈公認会計士事務所所長 株式会社サウンドファン監査役

- (注) 1. 取締役後藤健氏および取締役木村喬氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉澤尚氏、中山寿英氏および角野里奈氏は、社外監査役であります。
3. 取締役後藤健氏、取締役木村喬氏および監査役角野里奈氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役角野里奈氏の戸籍上の氏名は岡田里奈であります。
5. 監査役中山寿英氏および角野里奈氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項および定款第31条第2項ならびに第40条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
7. 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲および内容の概要
当社は、当社および当社子会社のすべての取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員等としての職務の執行（不作為を含みます。）に起因して第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害や争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員等自身の損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

8. 当事業年度中に以下の取締役の地位および担当の異動がありました。

氏 名	新	旧	異動年月日
岩 本 博	取締役会長ファウンダー	代表取締役会長兼最高経営責任者	2020年7月16日
渋谷 守 浩	代表取締役社長CEO	代表取締役社長兼最高執行責任者	2020年7月16日
吉 瀬 格	取締役CFO管理本部長	取締役上級執行役員管理本部長	2020年7月16日

9. 取締役木村喬氏は、2020年12月22日付でフィンテックグローバル株式会社社外取締役を任期満了により退任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
秋 山 逸 郎	2020年6月30日	逝去	常勤監査役

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）に関する事項

(i) 決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会決議によって、決定方針を定めております。

(ii) 決定方針の内容の概要

- ・基本方針

当社の取締役の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

- ・固定報酬等の額または算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月毎に固定額を支払う基本報酬のみとする。基本報酬の額は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価および従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、同委員会から答申を受けた取締役会が当該答申に基づき決定するものとする。

(iii) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も、同委員会の答申内容に基づき、個人別の報酬等の内容が、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価および従業員給与の水準等を考慮して決定されていることを確認しているため、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2009年10月15日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内と決議されております（使用人分給与は含まない）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2015年6月24日開催の第12期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権の報酬の額を年額150百万円以内、その目的である株式数の上限を年184,000株以内（社外取締役は付与対象外。使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。監査役の報酬限度額は、2012年6月26日開催の第9期定時株主総会において、年額25百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	123,455千円 (6,480千円)	123,455千円 (6,480千円)	— (—)	— (—)	5人 (2人)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,200千円 (11,700千円)	13,200千円 (11,700千円)	— (—)	— (—)	4人 (3人)
合 計 (うち社外役員)	136,655千円 (18,180千円)	136,655千円 (18,180千円)	— (—)	— (—)	9人 (5人)

(注) 当社は、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

主な活動状況

氏 名	取締役会	監査役会	活 動 状 況
	出席回数	出席回数	
取締役 後 藤 健	20回/20回中	—	培ってきた事業経営の知見・経験に基づき、取締役会において適宜、助言、提案等を行っております。また指名報酬委員会の委員長を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役 木 村 喬	20回/20回中	—	公認会計士および税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため助言・提言を行っております。
監査役 吉 澤 尚	20回/20回中	16回/16回中	弁護士としての専門的見地から、事業内容に関する事項など広範にわたり適宜発言や質問を行っております。
監査役 中 山 寿 英	17回/20回中	13回/16回中	公認会計士としての専門的見地から、事業内容に関する事項など広範にわたり適宜発言や質問を行っております。
監査役 角 野 里 奈	14回/15回中	11回/11回中	公認会計士としての専門的見地から、事業内容に関する事項など広範にわたり適宜発言や質問を行っております。

- (注) 1. 「取締役および監査役の状況」に記載の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 当社では取締役会に欠席した取締役および監査役に対し、事前に議案資料を送付のうえ、都度速やかに議事の内容を報告し、個別に意見の聴取を行っております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な投資による持続的な利益成長と事業規模の拡大が株主共通の利益に資すると考えております。一方で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と認識しております。中長期的な利益配分に関しては、将来の利益成長および事業規模の拡大のための投資を積極的に行うべく、財務基盤の強化のための内部留保の確保を図るとともに、適切な自己資本利益率の維持を考慮し、利益成長に伴う増配および配当性向の向上を目指していく所存であります。

当連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が大幅に減少したことを受け、財務基盤の安定化を図ることが現状において最優先課題であるとの考えから、中間配当および期末配当を無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額、数値および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,316,483	流 動 負 債	12,054,799
現 金 及 び 預 金	6,723,607	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	803,846
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	135,353	短 期 借 入 金	3,143,500
完 成 工 事 未 収 入 金	724,319	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,039,344
販 売 用 不 動 産	420,645	未 払 金	850,523
商 品 及 び 製 品	269,122	前 受 金	2,865,079
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	62,267	未 払 法 人 税 等	8,844
未 成 工 事 支 出 金	57,958	そ の 他	2,343,659
そ の 他	962,038	固 定 負 債	8,522,984
貸 倒 引 当 金	△38,829	社 債	270,000
固 定 資 産	16,826,319	長 期 借 入 金	5,119,692
有 形 固 定 資 産	9,118,087	リ ー ス 債 務	464,432
建 物 及 び 構 築 物	7,186,774	資 産 除 去 債 務	2,562,926
工 具、器 具 及 び 備 品	621,358	そ の 他	105,934
土 地	940,926	負 債 合 計	20,577,784
リ ー ス 資 産	329,464	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	10,843	株 主 資 本	5,572,695
そ の 他	28,719	資 本 金	50,000
無 形 固 定 資 産	79,451	資 本 剰 余 金	4,725,678
そ の 他	79,451	利 益 剰 余 金	989,502
投 資 そ の 他 の 資 産	7,628,780	自 己 株 式	△192,485
敷 金 及 び 保 証 金	3,639,927	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△10,291
繰 延 税 金 資 産	3,673,003	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,584
そ の 他	344,847	為 替 換 算 調 整 勘 定	△12,876
貸 倒 引 当 金	△28,999	新 株 予 約 権	2,614
資 産 合 計	26,142,802	純 資 産 合 計	5,565,018
		負 債 純 資 産 合 計	26,142,802

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上高			12,941,549
売上原価			7,709,754
売上総利益			5,231,795
販売費及び一般管理費			11,632,839
営業外収益			6,401,044
為替差益		7,039	
受取保険金		52	
一時的債務免除		13,932	
助成金の収入		22,887	
営業外費用		19,374	63,286
支払利息		79,518	
支払手数料		7,928	
金融手数料		83,255	
株主への配当		144,886	
その他		30,811	346,399
経常損失			6,684,158
特別利益			
新株予約権の行使		148	
雇用調整助成金		1,350,474	1,350,623
特別損失			
減損損失		854,547	
新型コロナウイルス感染症による損失		1,657,179	2,511,726
税金等調整前当期純損失			7,845,261
法人税、住民税及び事業税		△324,121	
法人税等調整額		△2,104,565	△2,428,687
当期純損失			5,416,574
親会社株主に帰属する当期純損失			5,416,574

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,971,758	流動負債	9,773,133
現金及び預金	3,986,061	買掛金	441,704
売掛金	60,380	1年内返済予定の長期借入金	1,334,667
原材料及び貯蔵品	104,814	リース債務	63,631
前払費用	339,197	未払金	790,792
その他の	513,049	短期借入金	3,143,500
貸倒引当金	△31,744	未払費用	863,536
固定資産	16,317,969	前受金	2,571,183
有形固定資産	7,244,903	預り金	489,608
建物	6,031,532	その他の	74,510
構築物	263,791	固定負債	6,620,843
車両運搬具	7,574	社債	270,000
工具、器具及び備品	595,282	長期借入金	3,761,148
リース資産	346,721	リース債務	334,866
無形固定資産	66,969	資産除去債務	2,172,725
ソフトウェア	30,903	その他の	82,103
その他の	36,065	負債合計	16,393,977
投資その他の資産	9,006,097	純資産の部	
関係会社株式	1,479,787	株主資本	4,893,136
長期前払費用	3,024	資本金	50,000
関係会社長期貸付金	1,622,000	資本剰余金	4,725,678
敷金及び保証金	3,420,299	資本準備金	50,000
繰延税金資産	3,632,969	その他資本剰余金	4,675,678
その他の	13,195	利益剰余金	309,943
貸倒引当金	△1,165,179	その他利益剰余金	309,943
資産合計	21,289,728	繰越利益剰余金	309,943
		自己株式	△192,485
		新株予約権	2,614
		純資産合計	4,895,750
		負債純資産合計	21,289,728

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売 上	高 価		8,066,784
売 上 原 価			3,790,835
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		4,275,949
営 業 外 収 入	損 失		10,204,421
受 取 金 保 険 金	利 息	18,734	5,928,471
助 成 取 保 険 金	収 入	11,399	
受 取 保 険 金	他	52	
営 業 外 費	用 利	9,449	39,635
支 払 手 数 料	息 料	69,932	
支 払 手 数 料	料	7,928	
金 融 手 交 付	費 他	83,255	
株 式 の 常 損 益	失	144,886	
経 常 損 益	失	19,330	325,332
特 別 利 益	成 金		6,214,168
雇 用 調 整 助 成 金	入 益	1,278,132	
新 株 予 約 権 戻 入	益	148	1,278,281
特 別 損 失	失		
減 損 損 失	失	333,557	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	損	149,999	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	額	1,011,331	
新型コロナウイルス感染症による損失		1,563,547	3,058,436
税 引 前 当 期 純 損 失	失		7,994,324
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	額	△344,857	
法 人 税 等 調 整 額	額	△2,182,943	△2,527,801
当 期 純 損 失	失		5,466,522

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 エスクリ
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 正 行 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 萬 政 広 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスクリの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 エスクリ
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 正 行 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 萬 政 広 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスクリの2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社エスクリ 監査役会

常勤監査役	吉澤	尚	㊟
社外監査役	中山	寿英	㊟
社外監査役	角野	里奈	㊟

以上

株主総会会場ご案内図



会 場

東京都中央区京橋三丁目7番1号
相互館110タワー11階
アンジェリオン オ プラザ TOKYO



交通機関のご案内

京橋駅：東京メトロ銀座線京橋駅2番出口直結
宝町駅：都営地下鉄浅草線宝町駅A4出口より徒歩3分
東京駅：JR・地下鉄東京駅八重洲南口より徒歩5分

- ※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための観点から、本株主総会につきましては、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株式事務のご案内

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	9月30日 3月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

公告方法

電子公告
ただし事故その他やむをえない事由により電子公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。

株式事務関係のお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部テレフォンセンター
電話 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 土日祝日を除く 9:00-17:00